平成２１年（フ）第７４１号
群馬県前橋市富士見町原之郷804番地
債務者　竹村　富廣
1　決定年月日時　平成22年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第７４２号
群馬県前橋市富士見町原之郷804番地
債務者　竹村　康子
1　決定年月日時　平成22年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第７６８号
群馬県伊勢崎市新栄町3832番地１　市営住宅2599
債務者　細野喜美子
1　決定年月日時　平成22年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第２６号
群馬県前橋市茂木町21番地　高見荘203号
債務者　杉渕　富雄
1　決定年月日時　平成22年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第３２号
群馬県前橋市総社町植野654番地
債務者　堀口　慎介
1　決定年月日時　平成22年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第３３号
群馬県佐波郡玉村町大字斎田694番地７
債務者　松本　克之
1　決定年月日時　平成22年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第３４号
群馬県佐波郡玉村町大字斎田694番地７
債務者　松本　悦子
1　決定年月日時　平成22年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第３７号
群馬県前橋市富士見町田島589番地２
債務者　佐藤加代子
1　決定年月日時　平成22年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第４２号
群馬県北群馬郡吉岡町大字漆原532番地16
債務者　千明登志美
1　決定年月日時　平成22年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第４３号
群馬県北群馬郡吉岡町大字漆原532番地16
債務者　千明　勝美
1　決定年月日時　平成22年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第４４号
群馬県渋川市金井1961番地８
債務者　角田　光男
1　決定年月日時　平成22年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第４５号
群馬県前橋市上新田町560番地１
債務者　松原　令子
1　決定年月日時　平成22年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第４７号
群馬県前橋市昭和町１丁目18番２号
債務者　須田　ヨネ
1　決定年月日時　平成22年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第４８号
群馬県伊勢崎市東上之宮町244番地
債務者　束田　厚子
1　決定年月日時　平成22年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第４９号
群馬県伊勢崎市国定町２丁目1883番地１　エレガンスⅢ105
債務者　草處　秀明
1　決定年月日時　平成22年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第４３２５号
北海道江別市豊幌はみんぐ町10番地の10
債務者　加藤奈都子
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４３３７号
札幌市西区西野７条10丁目12番14号
債務者　山本　　豊
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３１号
札幌市西区発寒３条１丁目５番12号　星野アパート４号
債務者　長井　惠春
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部